

(滋賀県環境影響評価審査会議事録)

1. 日時 平成 26 年 5 月 16 日 (金) 10:00~12:00
 2. 場所 県大津合同庁舎 7 階 7 D 会議室
 3. 議題 大津市北部クリーンセンター整備事業 (建替え) に係る環境影響評価方法書について
 4. 出席委員 市川会長、和田副会長、石森委員、浦部委員、奥村委員、平山委員、松四委員、山崎委員
 5. 内容 関係機関意見等への対応について事業者より説明および質疑応答、および審査会意見作成に当たっての質疑応答
-

【議事概要】

○議題について

[事業者が関係機関意見等への対応について説明]

(会長)

ただ今、事務局と事業者さんから、資料 1 から 5 について説明がありましたが、これについて、委員の先生方、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

資料 3 の「方法書に対する住民意見と事業者の対応」というところで、住民の意見として、町、学区内の平成 10 年以降のがん患者数を調べてほしいという意見に対して、18 年以降のデータが用いられていますが、これを 10 年以降で調べるということのはできなかったのでしょうか。

(事業者)

今あるデータでこの調査をしようと考えまして、学区内での町別で、がんの患者数を調べたというデータはございませんでした。可能な範囲でと考えまして、国民健康保険の被保険者のデータ、それも 18 年度以降しかないということでしたので、そのデータを用いまして、病院の受診率というかたちで調査をさせていただいたところです。

(委員)

はい、分かりました。

(会長)

特に何かこれについてご心配とか。

(委員)

母数がどうか。10年以降と18年以降では、母数とかが違うかと思ひまして、少々気になりました。

(事業者)

先生がおっしゃるとおり、母数といいますか、資料としては、大津市民全員を対象にしたものではございませんので、十分なデータとは思ってはいないんですが、ただ健康を調べるといふ意味では意味のある調査かと思ひまして、集計をいたしました。

ただ、おっしゃっているのは町別ということですので、町単位になりますと、また母数はもっと少なくなるのかなと思ひます。

(会長)

ただ、こういう焼却施設の周辺でがんが起きているとは、全国的に言われていませんよね。確認のためにしたということによろしいですね。

(事業者)

この健康データというのは、なかなかまだ難しい話があるようでございますけれども、環境サイドとしましては、あくまでも大気環境基準とか、一つの大きな目安として、平成元年稼働後ずっと連続的に周辺で2カ所測っておりますし、そのデータを見ていますと、やはり窒素酸化物とかがどんどん下降傾向で、その環境基準も健康、環境保全を目指した基準でございますので、それで基本的には住民さんにもご説明してきておりますので、たまたまこういう具体的なお質問が出たので、できる範囲でということさせていただきました。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

2つ質問がありますが、8番のところに斜面崩壊を持つ危険箇所があるということで、ご説明のほうでは、そのあたりに留意して対応されるということですが、どのように対応されるご予定なのかというのを概略だけ聞かせていただきたいというのが1点目です。

続けて2点目で、地下水の情報、あと上水道の利用状況を記載してくださいというご指摘があったかと思ひますが、これは何か背景にそういう情報が必要だということが、何か

きっかけがあったのでしょうか。

(事業者)

1点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず急傾斜地崩壊危険箇所があると申しますのは、今の「やまゆり」という温浴施設がございますが、その南側斜面になろうかと思えます。お手元の資料、方法書の本編15ページに現施設の配置が描かれております。

ちょうどこちらの真ん中下辺りに「やまゆり荘」というのが、これが温浴施設でございますが、これの南側の斜面が急傾斜地崩壊箇所に入っておりまして、ここの対策につきましては、リサイクル施設が今計画されておりますが、ここらを造成することになりますので、その際には、角度は30度未満になりますように、もちろん崖面は擁壁で覆うなり等行いますことから、そういった急傾斜地は今後は改善されると考えております。

2点目の地下水に関してですが、大津市の審査会の中で、先生からのご質問で、事業計画に関するご質問の中で、地下水はどの程度使用するんですかというような質問がございましたので、それに関して、大津市長意見として追加というものと理解しております。

(委員)

前者について、こういった斜面崩壊などに対応する場合には、地下水の高さだとか、そこに降る雨の量だとか、そういったことは考慮されて対応されるということですか。

(事業者)

地下水の水圧も擁壁をつくる際には重要な要素になりますので、ボーリングを行った結果、地下水がどこまで高いのか、そういうのは、また構造計算を用いて安全な擁壁をつくっていきます。

そして、もちろん擁壁には水抜き穴というのを設けますので、常に外へ出すような構造にはしなくてはならないというのが基準になっています。

(委員)

承知しました。ありがとうございます。

(会長)

その結果は準備書には出てくるわけですか。

(事業者)

安定性につきましては、準備書のときに、ボーリングデータとともに検討した結果を載せさせていただきたいと思えます。

(会長)

では、準備書のときにもう一度見ていただければと思います。

(委員)

資料5について、コメントだけ述べさせていただきます。

特に9番の土木交通部の流域政策局から、雨水、それから濁水に関する留意すべき事項、および問題点ということで意見をいただき、それらに対して十分配慮していきたいというご回答をいただいています。

準備書に記載される場合、その配慮というところを実際に具体的にどうするのか、どういふふうに対応するのかということ。ただ何かがあった場合に配慮しますとかというような記載ではなくて、例えば発生しないように、どのようなことをするのかということをはっきりやすく見えるように書いて頂きたい。

それとあとは、これは近年の異常降雨とかで、どうしても配慮をしながらでも、実際に濁水が発生してしまった。そうした場合に直ちにどういった対応を取るかということをはきちと記述していただければと思います。

以上です。

(事業者)

基本的には、方法書の147ページの環境保全のための環境配慮のところ、147ページ上の「建設工事及び解体工事時」の④には、「沈砂池等を設置し」と書いてございます。

調査の中でも、土壌の粒度分布とか、実際の降雨時の濁水の流れとかも調査することにしておりますので、それも含めまして、今ご指摘があったようなのとか、もう少し掘り下げた具体的な対策というのでも記載を検討していきたいと思います。

(委員)

アセスの準備書で、この沈砂池でいったん沈降させてから放流させますということがよく書かれてあるわけなんですね。だから私もこの委員会で何度か申し上げていますけれども、実際にその沈降しているのを待っている間に次の雨が降ったら、当然その容量を超えてあふれるわけですね。

なので、そういったことが起こった場合には、もう直ちに工事をやめて、それらが流出しないような対策を取るとかというふうな、万が一の予防措置の考えを持つてすることの記載が必要ではないかと。

そういうことがまず起こらないとは限らないことを前提として、沈砂池以外にどういった対策があるのか。例えば、崩れそうなどころには土のうとかで、そういったものが境外

に出ないような考慮というものと、これだけやっても、万が一起こった場合と、そういう2つの対応というのを分けて、準備書のほうに記載されると、やはりこれだけ対応しているんだというところが見えるのではないかと感じております。

(事業者)

はい、ありがとうございます。

(会長)

準備書で各評価項目ごとに環境保全措置をずらっと書かれると思うんですけど、そこで沈砂池だけではなくて、もう少し踏み込んで書いていただきたいというご意見だと思いますので、準備書作成のときによろしくお願いいたします。

(事業者)

はい。沈砂池の大きさも流域面積によりまして、大きさが大体基準で決まっています、それらに基づいて配置計画ですとか、そういうものをまた定めていきたいと考えております。

(委員)

今の資料5のところですが、自然環境保全課から、「当地域は『イヌワシ・クマタカの保護および生息環境ゾーン』に該当している」ということで、猛禽類調査をきちっとやっていただきたいということでしたが、確かに県の定めている生息環境ゾーンには含まれていますが、これは山塊ごとに定めているので、この当該場所は、その一番辺縁部、一番標高の低いところに位置していますから、飛来することはないとは言えないですけれども、大きな問題はないだろうということです。従って、イヌワシとクマタカについては、きちっと調査を実施して、その確認をしていただくということでよいと思います。それよりも、139ページの調査計画のところ、前回申しましたように、この地域はどちらかというと里山的な地域で、考えられる対象の猛禽類としては、オオタカ・サシバ、それから夜行性の猛禽類のアオバズク・フクロウというものの生息環境なのです。

従って、もしも、そのようは猛禽類が近辺で繁殖していて、工事の影響を配慮するということになると、その把握をしていく必要があるということで、猛禽類調査も入れていただいているし、きちっと整理されているんですけれども、夜間観察法が1回だけになっているんですね。

フクロウというのは2月ぐらいから繁殖活動を始めるし、アオバズクは夏鳥ですから4月の下旬ぐらいに飛来して、繁殖活動をします。それから夜間に活動をすると思われるミゾゴイ、里山のサギ類、これも夏鳥です。

だから、年1回だと、きちっとそれを把握することができない。せつかく定点調査とい

うのを年に4回やっているんだから、夕方になってそれをちょっと延長したらいいわけです。夜間というのは、日没後せいぜい1、2時間が活動時間帯なので、夜中にずっとやるわけではないので、せっかく4回の調査があれば、そのうちの2回とか3回というかたちで、効率的に漏れがないような調査を実施していただくというふうにされたらどうかと思います。

(事業者)

前回、そのご意見をいただきまして、そういった内容で実際には調査を進めていきたいと考えております。

(会長)

いかがですか。今の意見は、次の資料6のところにも関係してきますので、資料6のほうへ移りたいと思います。

ここで方法書に関するご意見は打ち切りまして、これから審査会意見について審議していきたいと思います。

[事業者は傍聴席に変更]

(会長)

では、まず事務局から「審査会意見(案)」の説明をお願いいたします。

[事務局が、審査会意見案を説明]

(会長)

協議に入る前に、本日欠席の委員の先生方もいらっしゃいますが、欠席の委員の先生からの意見聴取についてはどのようになりますか。

(事務局)

今回4名の先生がご欠席ですが、本日ご欠席の先生には、「5月20日までに意見を願います」ということで、ただ今照会中でございます。もし欠席委員からご意見がありましたら、審査会意見への追加につきましては、後日、会長と調整して修正させていただければと考えております。

(会長)

そういう進め方でよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(市川会長)

それでは「審査会意見(案)」について、委員の皆さまからのご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

まず、先ほど話があった審査会意見の12番のところで、夜間に活動するフクロウとかアオバズク、その話をもう少し付け加えたほうがいいのかということでしょうか。

(委員)

繁殖時期など、生息種ごとの特性に応じた調査方法と記載されているので、それに一応含まれることは含まれます。

先ほど具体的なお話をさせていただいたので、それをきちっと反映させていただければ、これで問題はないかなとは思っています。

(会長)

議事録には具体的に残りますので、この文章でよいということよろしいですか。

(委員)

はい。

(委員)

植物のところですが、大津市さんのご意見の生物の2のところで、「計画施設の土地の改変に伴う植物の消失について、準備書に記載すること」という内容がありますが、これは13のことに含まれるかもしれませんが、先ほど地盤のところ、リサイクル施設の横の斜面がとても急になっていて、掘ったり、引っかけたりなど大きな改変をするかもしれないというお話がありましたので、そうしたことから、そこについては、この山の斜面というのが結構改変されるかもしれないので、そうしたことを配慮した調査も入れるようにしたほうがいいのかと思いました。

地形ということに含まれてしまうかもしれませんが、もし横の斜面の大きな改変があるんだしたら、その部分の調査も考えるように、わかるように入れたほうがいいのかと思いました。

(会長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

13番の資料6の中に、「地形や出水期なども考慮した」というふうに書かせていただいておりますが、そこに特に、例えば大きな地形の改変がある場合などとか、明記させていただくということではいかがでしょうか。

(委員)

大津市さんのこの生物の②の意見を取り入れたような書き方にしてくださったらいいかなと考えていますけれど。

(事務局)

では、13番のところで、「植生の把握や土地の改変に伴う植物の消失に関して評価できる調査手法とする」と、こういうような文章に。

(委員)

はい。

(会長)

土地の改変と植物の消失とかを13番に加筆するというので。はい。
他にいかがでしょうか。

(委員)

15番の地盤のところに関して、審査会6番の意見になっていまして、関係課からは8番の意見と資料6ではなっていますが、審査会での委員側からの意見と関係課の砂防課さんからの意見というのは、同じ地盤に関することですけども、少し違っていまして、委員からの意見というのは、背後の山からの土砂の流入とといいますか、敷地外から入ってくるような、自然災害の一つとといいますか、そういうシチュエーションで、関係課さんのほうは、敷地内の脇にある急斜面の造成とかということに関する土砂流出という点だろうと思いますので、少しそのあたりがはっきり分かるような意見に変える案もあるかと思います。

具体的には、「予測評価においては、背後の山地や敷地内での急傾斜地での万が一の土砂流出も想定し」というような文言を付け加えさせていただくのはいかがかなと思います。

(事務局)

承知いたしました。

(会長)

環境アセスの範囲は事業者が事業の影響についてやるのが普通ですね。背後の山の場合

は、その事業をすることによって背後の山が崩れてくるということなら、事業の影響なんだろうけど、そういう場合はどうなんですかね。その事業をすることによる影響とか、むしろ事業者が受ける影響ですね。そこまで踏み込むことはいかがなんですか。

(事務局)

一義的には会長がおっしゃいましたように、事業に伴うインパクトということがアセスの基盤であろうとは承知しておるんですが、ただ、その事業者自体が影響を受けるという場合においても、その事業を行うことにおいて生じるインパクトという観点では、同じではないかと思えますので、もしそれが気にしておくべきものであろうということであれば、それを対象にしてもよいのではと考えます。

(会長)

事務局がよければ、それで構わないのですが。

(委員)

意見を付け加えさせていただきたいのですが、この事業を行う際に、かなり山側に施設が寄るといことと、それから、その場所の土砂を切土されることと、通常斜面の下を切土しますと、上の斜面が不安定になるというのはよくいわれていることですが、この地形を見る限りは、今回の場合には、その事業を行うことによって上部の斜面が不安定になってしまうということそれほどないのかなというように見受けられます。

ですので、ここでは施設が山側に寄ることによって、雨が降ったりしたときにより土砂の直撃を受けやすくなる可能性があるというようなことを認識していただいて、例えば建替えの方法ですから、建替えの工事中に雨が降ったならば、全く無警戒でいるのではなくて、ある基準を設ける。どこまでできるかどうかは分かりませんが、裏の山の斜面が崩れてくる可能性もあるというようなことを認識として持っていただくと、いうようなところになるのかと思います。

(事務局)

今、委員がおっしゃったように、地盤のアセスの観点では、地盤の安定性という観点と言葉でも従来からございますので、その範ちゅうには入るのかなというような考えかと思えます。

(会長)

では、地盤の安定性の中に敷地内の話と、周辺を含めた安定性ということで、審査会意見としては何か付け加えて下さい。

(事務局)

先ほど委員がおっしゃったような言葉を付け加えるということでもよろしいかと。

(会長)

分かりました。

(委員)

9番の意見の文言ですが、土砂の搬出入と、それから濁水が混合されて書かれているので、分けて書いてはどうかと思いました。

それで私のほうで今この文章を見直しますと、まず「施設の造成工事において、土砂の搬出入を出来るだけ抑えた」、これは状態ではなくて、「抑えた計画とする」と。まずそこで1点ですね。状態では言葉が曖昧なので、まず「抑えた計画」とする。

また「工事中の濁水による予測評価においては、影響や適切な対応などに留意した施工計画を検討すること」というふうに変えられてはいかがでしょうかと。提案です。

(会長)

いかがです。計画をまずパッと書いて、次に予測評価の話をきちんと書いてくださいという、明確にきなさいということですけど。

(事務局)

そのほうがよろしいかと考えますので、そのように変えさせていただきます。

(会長)

分かりました。他にいかがでしょうか。特に他にございませんでしょうか。では、今の意見をまとめてもよろしいですか。

まず「審査会意見(案)」、9番に関しては土砂の搬出入も抑えた計画とするということと、それから濁水の予測評価についてきちっときなさいということに分けて書くという修文ですね。文章に修正を加えるという。

13番、生物については、地形改変による消失の話を追記することですね。

15番の地盤に関しては、敷地外の安定性の話も追記するということ。

この3点で審査会意見を修正するというので、それでよろしいでしょうか。

はい。では、そういうことでよろしくお願いたします。今の3点に加えて、もし今日欠席されている委員の先生方からご意見がございましたら、事務局と私のほうで確認して付け加えるということを進めさせていただきたいと思います。

[終了]